

3(3) 紛争解決の仕組みについて

現在の状況＜助言・あっせん等に関する規定＞

【共生社会づくり条例】

第18条	助言又はあっせんの申立て	→ 障害者及び障害者の保護者その他の関係者が行う
第19条	事実の調査	} 知事が行う
第20条	助言又はあっせん	
第21条	勧告	
第22条	公表	

現在の課題

- ①助言又はあっせんの申立てがあった際の具体的な手順が決まっていない。
- ②助言又はあっせんを行うに当たり、第三者からの客観的な意見が必要。

今後の対応

協議会から知事が行う助言又はあっせん案に対する意見を聴取するため、

- ①助言及びあっせん等事案処理要領の策定
- ②同要領で協議会が知事に対し意見する役割を明文化。

※併せて設置要綱を改正し、協議会からの効率的な意見聴取のために部会を新設